

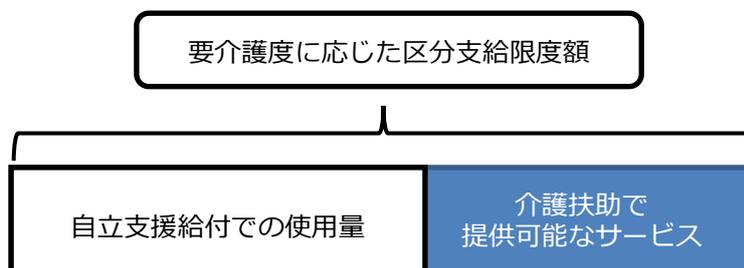
【生活保護法における介護扶助と自立支援給付等との適用関係について】

介護保険の被保険者である障がい者から、障がい福祉サービスの利用にかかる支給申請があった場合は、当該障がい者の個々の実態に即して、具体的な利用意向を把握していただいたうえで、障がい福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否かを適切に判断することとされていますが、40歳以上65歳未満の介護保険の被保険者でない生活保護受給者については、他法他施策による給付が優先となっていることから、自立支援給付等（障がい福祉サービス）を生活保護の介護扶助に優先して適用することとしています。

以上を踏まえ、次に該当する場合には、介護扶助の適用が可能となっています。

- ア. 最大限まで自立支援給付等を活用しても必要とするサービス量の全てを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合。
- イ. 自立支援給付等のうち、活用できる全ての種類のサービスについて最大限（本人が必要とする水準まで）活用している場合において、自立支援給付等では提供されない内容の介護サービスを利用する場合。

この場合、介護扶助の給付にかかる給付上限額は、介護保険法に定める要介護度に応じた区分支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内となります。



※ ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障がい者などの場合で、介護の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量のサービス（自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス（訪問看護等））を確保できないと認められるときは、例外的に、介護の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

生活保護法における介護扶助と自立支援給付等の適用関係については、上記規定を参考にしてください。

また、個別の調整が必要になる場合には、居宅介護支援事業者等と連携いただきますようお願いいたします。

生活保護法における介護扶助と自立支援給付等との適用関係についてのお問い合わせは
福祉局 生活福祉部 保護課（医療グループ） 【電話：06-6208-8021】 まで